

のため、一定期間休暇を取得する職員の代替として臨時的に任用した職員の場合であり、定数内となるのは、例えば災害発生時や緊急時等、正規の職員を補充すべき職があるにもかかわらず、職員が補充されておらず、とりあえず必要な職員を臨時的に任用する場合等があるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○平 進介議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第2、議案第121号 長井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定について及び日程第3、議案第122号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についての2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第2、議案第121号 長井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○平 進介議長 起立全員であります。

よって、議案第121号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第122号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定につ

いての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第122号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○平 進介議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

鈴木富美子委員長。

(鈴木富美子産業・建設常任委員長登壇)

○鈴木富美子産業・建設常任委員長 おはようございます。

産業・建設常任委員会審査報告をさせていただきます。

令和元年12月市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案3件について審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月16日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査いたしております。

それでは、議案第120号 長井市公共下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について申し上げます。

本案は、平成30年6月25日に議決された長井市公共下水道管理センターの建設工事委託に関する協定について、工事費の確定による委託金額の減額に伴い、協定の一部を変更する協定を締結するため、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、委託業務の特殊性に鑑み、日本下水道事業団との一者随意契約としてきた経過があるが、競争原理の導入など、委託金額適正化の確保に向けた取り組みが必要ではないかとの質疑がなされ、上下水道課長からは、日本下水道事業団は地方公共団体が主体となって業務運営を行う地方共同法人であること、また、実際に当該事業団が工事の発注を行う際には一般競争入札の方式を用いていることから、一定の競争性は確保されているものと考えられるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第123号 長井市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について申し上げます。

本案は、下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽事業について、地方公営企業法の規定の全部を適用し、公営企業会計に移行することに伴い、所定の改正を行うため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、地方公営企業法の全部を適用することに伴い、企業管理者や運営協議会の設置についてはどうなるのかとの質疑がなされ、上下水道課長からは、水道事業同様、企業管理者は置かず、市長が管理者の業務を行うこととなる。協議会については、従来から設置している下水道審議会を農業集落排水事業と浄化槽事業についてもあわせて審議していただく組織に改編する予定であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、料金改定のプロセスについては変更があるのかとの質疑がなされ、上下水道課長からは、料金改定の必要が生じた段階で審議会等へ諮問を行うこととなるが、改定のプロセスそのものに変更はないとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり

可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第124号 長井市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽事業について、地方公営企業法の規定の全部を適用し、公営企業会計に移行するとともに、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするため、提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○平 進介議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第4、議案第120号 長井市公共下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についてから日程第6、議案第124号 長井市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第4、議案第120号 長井市公共下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○平 進介議長 起立全員であります。

よって、議案第120号は、産業・建設委員長

報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第123号 長井市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第123号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第124号 長井市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第124号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

予算特別委員会審査報告

○平 進介議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

梅津善之委員長。

(梅津善之予算特別委員長登壇)

○梅津善之予算特別委員長 おはようございます。

令和元年12月市議会定例会において、予算特別委員会に付託になりました議案第125号 令和元年度長井市一般会計補正予算第6号を初め、議案第126号 令和元年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第2号、議案第127号 令和元年度長井市介護保険特別会計補正予算第2号

の令和元年度補正予算案3件について審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、12月18日に審査が行われたところであります。審査に当たっては、各会計補正予算の概要について担当課長から説明を受けた後、1名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査を行ったところであります。その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありましたので、後刻、会議録によりご承知おきくださいますようお願い申し上げます。審査の結果のみご報告申し上げます。

議案第125号 令和元年度長井市一般会計補正予算第6号、議案第126号 令和元年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第2号、議案第127号 令和元年度長井市介護保険特別会計補正予算第2号の補正予算3件につきましては、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見については十分に意を用いられ、事務の執行に当たられますよう申し上げ、予算特別委員会の報告を終わります。

○平 進介議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

まず、日程第7、議案第125号 令和元年度長井市一般会計補正予算第6号の1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第125号について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の